

北九州市官民データ活用推進基本条例

（目的）

第1条 この条例は、官民データ活用推進基本法（平成28年法律第103号。以下「法」という。）に基づき、インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて流通する多様かつ大量の情報を適正かつ効果的に活用することにより、急速な少子高齢化の進展、人口減少への対応等、本市が直面する課題を官民協働で分析し、及び解決する環境をより一層整備することが重要であることに鑑み、官民データの適正かつ効果的な活用（以下「官民データ活用」という。）の推進に関し、情報通信の技術の利用における安全性、公正性及び信頼性の確保とともに、個人及び法人の権利利益の保護を前提として、本市における官民データ活用の推進に関する基本的な計画の策定、官民データ活用の推進のための体制その他の必要な基本的事項を定めることにより、官民データ活用の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進し、もって官民データ活用により得られた情報を根拠として行われる効果的かつ効率的な市政運営、地域経済の活性化及び市内企業の振興並びに市民が安全で安心して暮らせる快適な生活環境の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「官民データ」、「人工知能関連技術」、「インターネット・オブ・シングス活用関連技術」及び「クラウド・コンピューティング・サービス関連技術」とは、それぞれ法第2条各項に定めるところによる。

（北九州市官民データ活用推進計画）

第3条 市は、官民データ活用の推進に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、法第9条第3項の規定に基づく官民データ活用の推進に関する施策についての基本的な計画（以下「北九州市官民データ活用推進計画」という。）を定めなければならない。

2 北九州市官民データ活用推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

（1） 官民データ活用の推進に関する施策についての基本的な方針

（2） 官民データ活用の推進に関する事項

（3） 前2号に掲げるもののほか、官民データ活用の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するために必要な事項

3 前項第2号に掲げる事項は、次に掲げる施策について、法第8条第1項の官民データ活用推進基本計画その他これに基づく国の措置等を勘案して定めるものとする。

（1） 市の手続における情報通信の技術の利用

(2) 官民データの容易な利用

(3) 個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）の普及及び活用

(4) 情報通信技術の利用の機会等の格差の是正

(5) 情報システムに係る規格の整備及び互換性の確保

(6) 市民の安全・安心に資する情報の利活用

(7) その他官民データ活用の推進のために必要な施策

4 北九州市官民データ活用推進計画に定める施策については、当該施策の具体的な目標及びその達成の期間を定めるものとする。

5 市長は、北九州市官民データ活用推進計画の策定又は変更をしようとするときは、その立案過程において、策定の目的又は変更の理由及びその概要を議会において所管の常任委員会に報告しなければならない。

6 市は、北九州市官民データ活用推進計画を定めたとき、又は変更したときは、遅滞なく、これをインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

（推進体制の整備等）

第4条 市は、北九州市官民データ活用推進計画を作成し、及びその実施を推進するために必要な体制の整備及び財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

（協働による官民データ活用の推進）

第5条 市は、官民データ活用を推進するため、官民データの利用に係る需要の把握に努めるとともに、人工知能関連技術、インターネット・オブ・シングス活用関連技術、クラウド・コンピューティング・サービス関連技術その他の先端的な技術の活用等官民データ活用の推進の取組について、その趣旨及び内容を検討し、事業者、大学、市民等との協働により積極的に当該取組を推進するよう努めるものとする。

（官民データ活用に関する調査及び研究）

第6条 市は、事業者、大学、市民等と連携し、幅広い官民データ活用のあり方について、必要な調査又は研究を行うよう努めるものとする。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（条例の見直し）

2 市は、官民データ活用に関する情勢の変化を勘案し、必要に応じてこの条

例の見直しについて検討を行うものとする。